

## 第2節 騒音

### 第1項 調査概要

騒音調査は施設及び最終処分場の周辺地域における状況を把握するために実施した。

また、平成14年12月からは、施設が供用を開始したため、施設敷地境界における騒音レベルについても併せて調査を実施した。

#### 1-1 環境騒音

##### 1-1-1 調査時期

調査は、表2-1に示したとおり、施設建設工事中の春季から秋季にかけて各季1回と、施設供用後の冬季の1回、実施した。

また、測定時間は、建設工事中は工事開始1時間前から工事終了1時間後まで、施設供用後は施設の稼動が24時間であることを考慮して、24時間測定とした。

表2-1 調査時期

工 程	時 季	調査年月日
施設建設工事中	春 季	平成14年5月24日
	夏 季	平成14年7月12日
	秋 季	平成14年10月8日
施設供用後	冬 季	平成15年2月19日～20日(24時間測定)

##### 1-1-2 調査地点

調査地点は図2-1に示したとおり、施設周辺2地点及び最終処分場計画地周辺2地点の計4地点とした。

##### 1-1-3 調査項目及び調査方法

調査項目は環境騒音とした。

調査方法は「騒音に係る環境基準」(環境庁告示第64号)に準じて実施した。

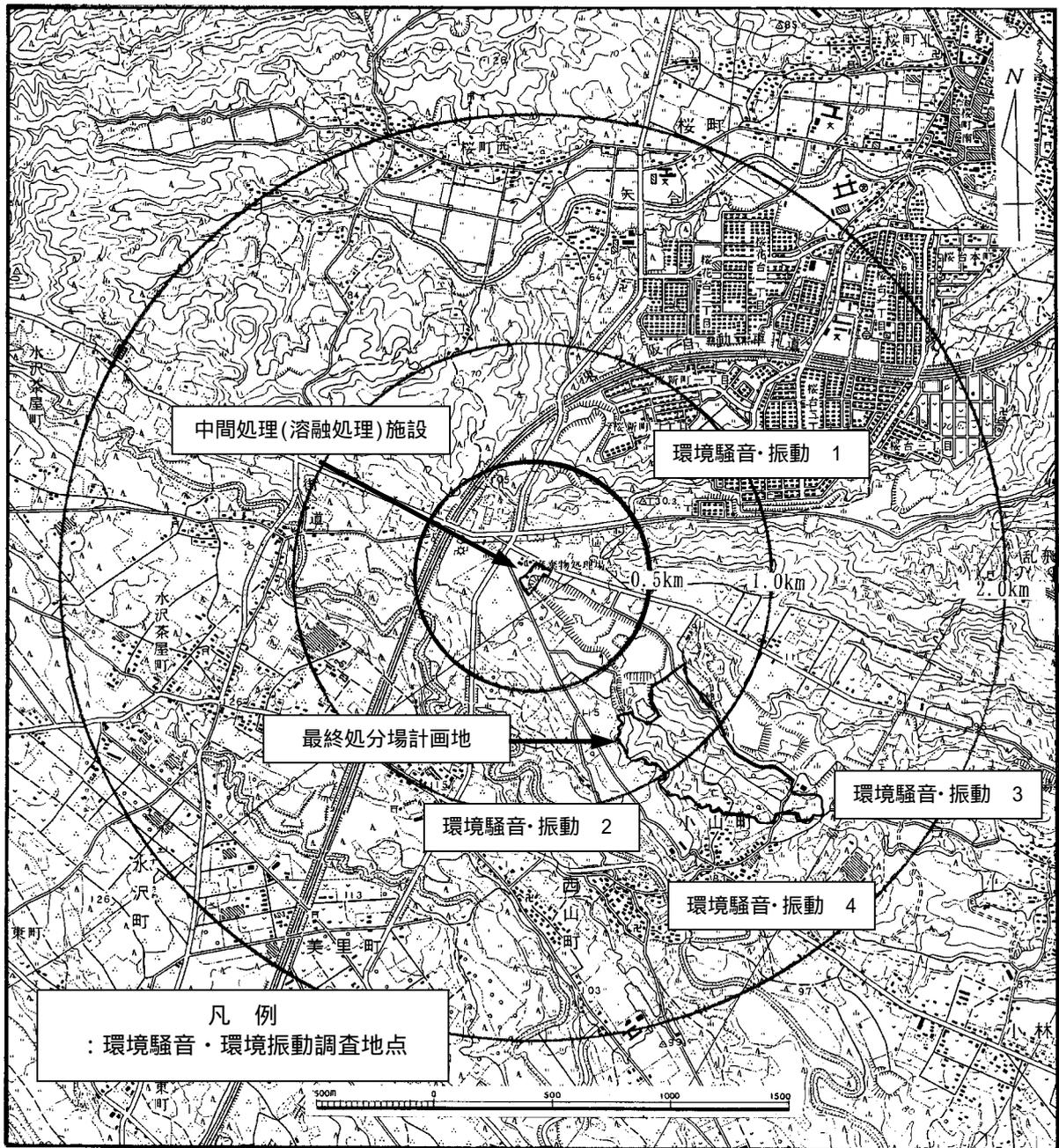


図 2 - 1 環境騒音・環境振動調査地点

## 1 - 2 建設騒音

### 1 - 2 - 1 調査時期

調査は、表 2 - 2 に示したとおり 4 月より 10 月まで（10 月 8 日が最終）の期間、各月 1 回実施した。

また、1 回の調査頻度は、午前・午後各 1 回であるが、環境騒音調査実施日には、午前・午後各 2 回とした。

表 2 - 2 建設騒音測定年月日

月	回数	測定頻度	調査年月日	月	回数	測定頻度	調査年月日
4 月	1 回	午前・午後 各 1 回	平成 14 年 4 月 26 日	8 月	1 回	午前・午後 各 1 回	平成 14 年 8 月 27 日
5 月	2 回	午前・午後 各 2 回	平成 14 年 5 月 24 日	9 月	1 回	午前・午後 各 1 回	平成 14 年 9 月 26 日
6 月	1 回	午前・午後 各 1 回	平成 14 年 6 月 28 日	10 月	2 回	午前・午後 各 2 回	平成 14 年 10 月 8 日
7 月	2 回	午前・午後 各 2 回	平成 14 年 7 月 12 日				

### 1 - 2 - 2 調査地点

調査地点は図 2 - 2 に示したとおり、施設敷地境界 4 地点とした。

### 1 - 2 - 3 調査項目及び調査方法

調査項目は建設騒音とし、調査方法は JIS Z 8731 によった。

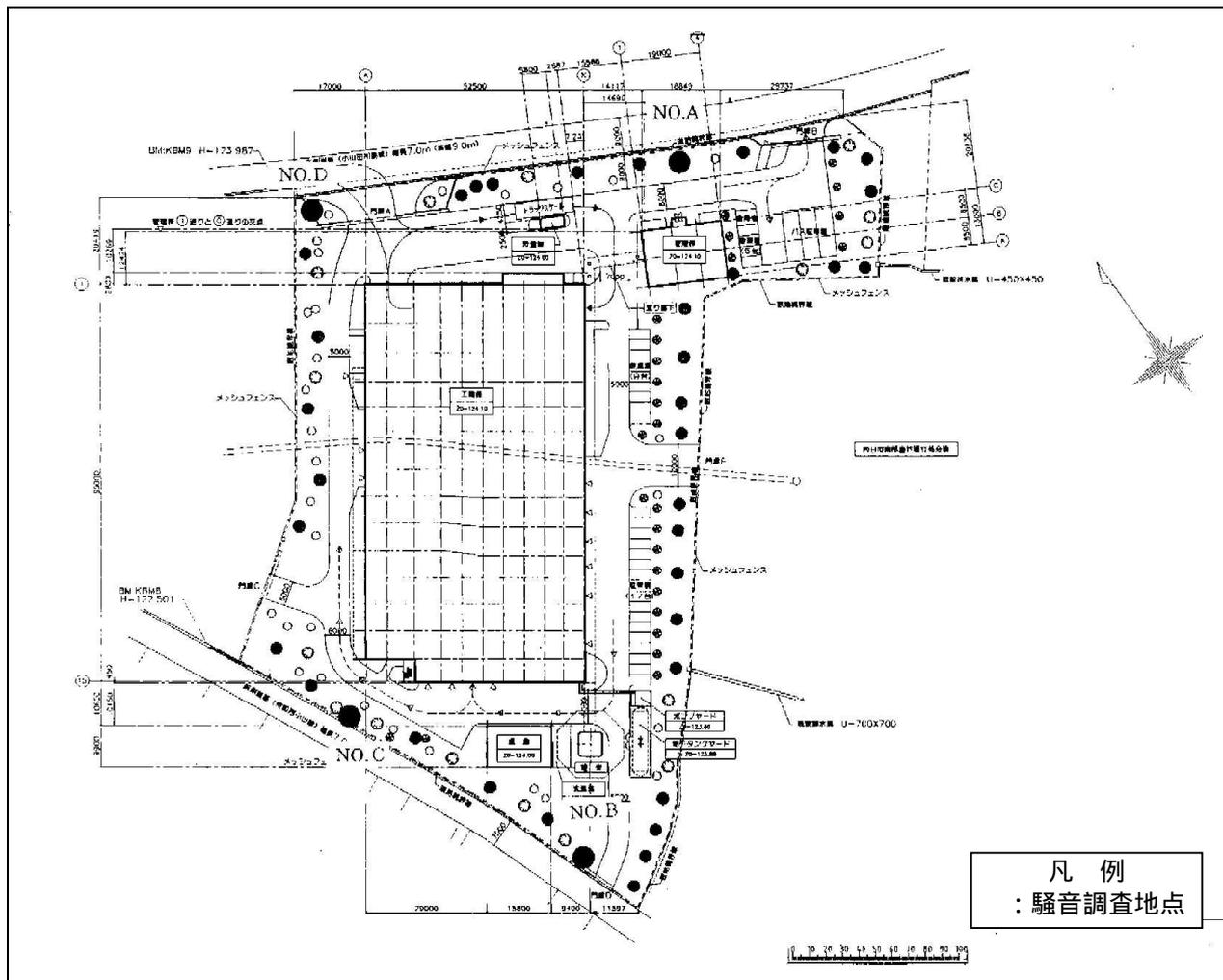


図 2 - 2 建設騒音調査地点

1 - 3 工場騒音

1 - 3 - 1 調査時期

調査は、表 2 - 3 に示したとおり、施設供用後の 2 月に実施した。

また、測定時間は、施設が 24 時間稼働であることから、24 時間測定を行った。

表 2 - 3 工場騒音測定年月日

工 程	時 季	調査年月日
施設供用後	冬 季	平成 15 年 2 月 19 日 ~ 20 日 (24 時間測定)

1 - 3 - 2 調査地点

調査地点は図 2 - 3 に示したとおり、施設敷地境界 3 地点とした。

### 1 - 3 - 3 調査項目及び調査方法

調査項目は工場騒音とし、調査方法は「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚、農、通、運告1)によった。

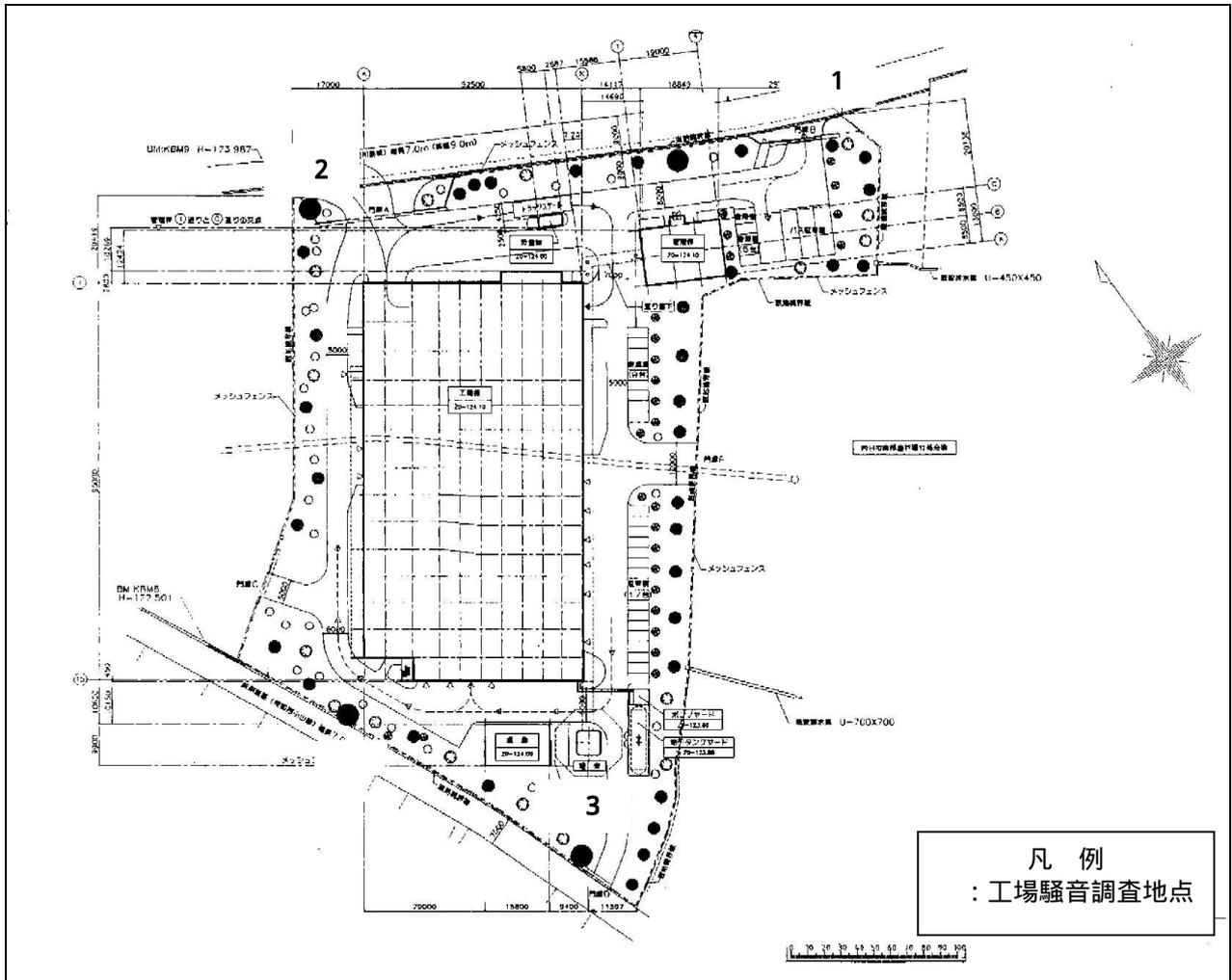


図2 - 3 工場騒音調査地点

## 第2項 調査結果

### 2 - 1 環境騒音

調査結果は表2 - 4に示したとおり、施設建設工事中においては、騒音レベルは春季で45~60dB、夏季で45~56dB、秋季で44~56dBであった。

また、施設供用後の冬季では、表2 - 5に示したとおり、昼間の時間帯では50~60dB、夜間の時間帯では40~53dBであった。

なお、1(図2 - 1参照)については、環境基準のA類型(A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域)に指定されており、昼間の時間帯は60dB以下、夜間の時間帯は55dB以下と定められている。今回の調査で昼間の時間帯では環境基準値と同じ60dBであった

が、これは沿道の道路交通騒音の影響が大きく、施設からの影響はほとんどないと考えられる。  
夜間については、同基準値を下回る値であった。  
また、他の3地点については、環境基準の適用を受けない地域であるが、参考として、1  
と同様の基準値と比較してみると、いずれの時間帯においても同基準値を下回る値であった。

表 2 - 4 環境騒音調査結果（施設建設工事中）

時季	測定時間	地点 単位	1		2		3		4	
			L <sub>Aeq, 1h</sub>	L <sub>50</sub>						
春季	7:00 ~	dB (A)	55	52	52	46	52	51	45	41
	8:00 ~		56	53	50	45	52	52	49	45
	9:00 ~		54	51	50	46	53	52	52	46
	10:00 ~		54	52	46	43	53	52	48	46
	11:00 ~		57	55	49	45	52	51	49	45
	12:00 ~		56	53	52	47	53	52	50	45
	13:00 ~		53	50	51	48	54	52	50	47
	14:00 ~		56	52	50	47	53	52	50	46
	15:00 ~		55	52	48	45	52	51	49	46
	16:00 ~		56	54	48	45	52	51	49	45
	17:00 ~		57	55	51	46	52	51	48	42
	18:00 ~		56	54	49	44	51	50	45	41
19:00 ~	53	49	46	39	60	56	45	41		
夏季	7:00 ~	dB (A)	55	50	53	44	50	50	48	45
	8:00 ~		56	52	51	43	51	50	46	44
	9:00 ~		54	51	47	43	51	51	49	44
	10:00 ~		52	48	49	44	52	51	48	43
	11:00 ~		51	46	47	42	50	50	47	43
	12:00 ~		50	47	45	43	51	49	49	41
	13:00 ~		49	45	45	41	50	49	48	42
	14:00 ~		51	45	48	41	50	49	45	41
	15:00 ~		51	47	49	41	50	49	46	44
	16:00 ~		51	45	47	42	50	49	49	44
	17:00 ~		52	47	53	45	50	49	48	46
	18:00 ~		55	49	47	43	51	49	49	46
19:00 ~	54	50	47	43	51	51	46	44		
秋季	7:00 ~	dB (A)	56	52	51	46	51	50	54	53
	8:00 ~		54	50	47	41	51	50	53	52
	9:00 ~		53	47	47	41	55	51	53	47
	10:00 ~		53	46	50	44	55	51	48	44
	11:00 ~		52	47	47	44	52	50	47	45
	12:00 ~		51	46	46	37	50	49	53	47
	13:00 ~		52	47	46	39	51	49	52	47
	14:00 ~		52	47	44	41	50	49	49	45
	15:00 ~		51	46	45	39	50	49	49	45
	16:00 ~		54	48	47	40	50	49	51	45
	17:00 ~		54	48	53	43	49	48	46	41
	18:00 ~		54	48	45	41	49	48	47	43
19:00 ~	53	48	47	42	48	48	50	46		

注 1 : は参考値（現在、環境基準は L<sub>Aeq</sub> で評価するため、L<sub>50</sub> は参考値として示した。）

注 2 : 調査地点は図 2 - 1 参照。

表 2 - 5 環境騒音調査結果（施設供用後）

時季	測定時間	地点 単位	1		2		3		4	
			L <sub>Aeq, 1h</sub>	L <sub>50</sub>						
冬季	12:00 ~	dB (A)	53	49	44	36	48	42	45	40
	13:00 ~		52	49	52	37	59	51	55	42
	14:00 ~		52	48	48	38	57	49	49	42
	15:00 ~		53	48	53	38	56	48	49	42
	16:00 ~		54	49	48	40	53	49	43	40
	17:00 ~		54	48	52	46	54	52	47	39
	18:00 ~		54	49	51	44	53	53	40	39
	19:00 ~		52	46	43	40	53	53	42	36
	20:00 ~		50	43	46	39	53	53	36	35
	21:00 ~		49	43	44	39	53	53	43	35
	22:00 ~		50	48	41	38	53	53	40	34
	23:00 ~		53	49	41	39	53	53	36	35
	0:00 ~		49	47	37	36	53	53	35	35
	1:00 ~		47	47	37	36	53	53	38	37
	2:00 ~		50	49	38	37	53	53	38	37
	3:00 ~		49	48	37	36	53	53	39	38
	4:00 ~		49	48	37	36	53	53	47	37
	5:00 ~		50	48	43	38	53	53	39	38
	6:00 ~		53	49	46	42	54	53	47	40
	7:00 ~		56	52	54	49	55	54	45	42
	8:00 ~		59	56	47	45	56	55	59	52
	9:00 ~		62	59	53	49	57	56	51	49
	10:00 ~		64	61	51	48	59	58	52	49
	11:00 ~		69	66	52	49	58	57	52	50
昼間		dB (A)	60	-	50	-	56	-	51	-
夜間		dB (A)	50	-	40	-	53	-	41	-

注 1 : は参考値（現在、環境基準は L<sub>Aeq</sub> で評価するため、L<sub>50</sub> は参考値として示した。）

注 2 : 調査地点は図 2 - 1 参照。

## 2 - 2 建設騒音

調査結果は表 2 - 6 (1) ~ (4) に示したとおり、敷地境界（図 2 - 2 参照）で 57 ~ 82dB の範囲であった。

本建設工事は、「三重県生活環境の保全に関する条例」に定める「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」の適用を受け、「敷地境界で 85dB を超える大きさのものでないこと」と定められている。敷地境界における今回の調査結果は、全ての地点で同基準を満足していた。

表 2 - 6 (1) 建設騒音調査結果

[ 単位 : dB ]

平成 14 年 4 月 26 日				平成 14 年 5 月 24 日			
地点	測定時間	騒音レベル ( L <sub>5</sub> )	L <sub>Aeq,10min</sub>	地点	測定時間	騒音レベル ( L <sub>5</sub> )	L <sub>Aeq,10min</sub>
A	10:44	76	73	A	9:15	66	62
	13:36	62	59		10:40	68	64
B	11:01	77	74		13:05	57	52
	13:54	80	75		15:22	66	62
C	11:14	78	69	B	9:55	79	73
	14:08	67	66		10:59	75	70
D	11:28	71	67		13:24	70	63
	14:22	75	68		15:39	80	76
A	10:44	80	72	C	10:12	81	76
	14:08	69	64		11:12	75	71
B	11:02	68	65		13:38	71	67
	14:27	72	68		15:53	71	65
C	11:18	79	73	D	10:27	71	65
	14:44	73	69		11:28	63	57
D	11:34	74	69		13:53	62	55
	15:48	82	78		16:08	75	66

注) は参考値 ( 特定建設作業に伴って発生する騒音レベルは、L<sub>5</sub> で評価するため )

表 2 - 6 (2) 建設騒音調査結果

[ 単位 : dB ]

平成 14 年 6 月 28 日				平成 14 年 7 月 12 日			
地点	測定時間	騒音レベル ( L <sub>5</sub> )	L <sub>Aeq,10min</sub>	地点	測定時間	騒音レベル ( L <sub>5</sub> )	L <sub>Aeq,10min</sub>
A	10:44	80	72	A	9:28	69	64
	14:08	69	64		11:03	76	68
B	11:02	68	65		13:26	67	60
	14:27	72	68		15:36	63	59
C	11:18	79	73	B	9:57	75	66
	14:44	73	69		11:32	74	66
D	11:34	74	69		13:45	73	64
	15:48	82	78		15:57	72	66
A	10:44	80	72	C	10:22	64	59
	14:08	69	64		11:45	70	64
B	11:02	68	65		14:01	67	63
	14:27	72	68		16:13	64	61
C	11:18	79	73	D	10:47	74	69
	14:44	73	69		11:59	73	66
D	11:34	74	69		14:15	73	66
	15:48	82	78		16:28	82	75

注) は参考値 ( 特定建設作業に伴って発生する騒音レベルは、L<sub>5</sub> で評価するため )

表 2 - 6 (3) 建設騒音調査結果

[ 単位 : dB ]

平成 14 年 8 月 27 日				平成 14 年 9 月 24 日			
地点	測定時間	騒音レベル ( L <sub>5</sub> )	L <sub>Aeq,10min</sub>	地点	測定時間	騒音レベル ( L <sub>5</sub> )	L <sub>Aeq,10min</sub>
A	9:37	78	78	A	9:12	70	65
	13:27	80	73		13:26	64	61
B	9:55	70	68	B	9:26	69	66
	13:41	72	68		13:38	67	75
C	10:09	81	77	C	9:37	62	60
	13:53	70	69		13:50	62	61
D	10:28	81	76	D	9:49	74	64
	14:04	80	76		14:02	68	61

注) は参考値 ( 特定建設作業に伴って発生する騒音レベルは、L<sub>5</sub> で評価するため )

表 2 - 6 (4) 建設騒音調査結果

[ 単位 : dB ]

平成 14 年 10 月 8 日			
地点	測定時間	騒音レベル ( L <sub>5</sub> )	L <sub>Aeq,10min</sub>
A	9:40	65	60
	10:35	74	68
	13:07	73	67
	15:20	63	58
B	9:54	72	69
	10:48	66	62
	13:21	64	60
	15:40	64	59
C	10:07	78	72
	11:02	70	63
	13:34	62	59
	15:53	62	59
D	10:20	74	70
	11:17	60	56
	13:47	69	61
	16:06	67	62

注) は参考値 ( 特定建設作業に伴って発生する騒音レベルは、L<sub>5</sub> で評価するため )

## 2 - 3 工場騒音

施設供用後の冬季に実施した工場騒音の調査結果を表 2 - 7 に示した。

その結果、朝の時間帯では 51～52dB、昼間の時間帯では 50～58dB、夕方の時間帯では 49～54dB、夜間の時間帯では 48～49dB で、いずれの時間帯及び地点とも、本施設における管理基準値を下回る値であった。

なお、本施設では、「特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和 49 年 4 月 9 日三重県告示第 241 号の 2）」を管理基準値として設定している。

表 2 - 7 工場騒音調査結果

地点	時間	騒音レベル	単位	時間帯	管理基準値
1	15:57	50	dB (A)	昼	60
	19:07	49	dB (A)	夕	55
	22:10	48	dB (A)	夜	50
	2:09	49	dB (A)	夜	50
	6:30	51	dB (A)	朝	55
	12:21	52	dB (A)	昼	60
2	16:22	56	dB (A)	昼	60
	19:25	54	dB (A)	夕	55
	22:33	49	dB (A)	夜	50
	2:30	48	dB (A)	夜	50
	6:16	51	dB (A)	朝	55
	12:00	58	dB (A)	昼	60
3	16:44	54	dB (A)	昼	60
	20:04	51	dB (A)	夕	55
	1:48	49	dB (A)	夜	50
	2:47	49	dB (A)	夜	50
	6:01	52	dB (A)	朝	55
	12:37	55	dB (A)	昼	60

: 調査地点は図 2 - 3 参照

### 第3節 振 動

#### 第1項 調査概要

振動調査は施設及び最終処分場の周辺地域における状況を把握するために実施した。

また、平成14年12月からは、施設が供用を開始したため、施設敷地境界における振動レベルについても併せて調査を実施した。

##### 1 - 1 環境振動

###### 1 - 1 - 1 調査時期

調査は、表3 - 1に示したとおり、施設建設工事中の春季から秋季にかけて各季1回と、施設供用後の冬季の1回、実施した。

また、測定時間は、建設工事中は工事開始1時間前から工事終了1時間後まで、施設供用後は施設の稼動が24時間であることを考慮して、24時間測定とした。

表3 - 1 調査時期

工 程	時 季	調査年月日
施設建設工事中	春 季	平成14年5月24日
	夏 季	平成14年7月12日
	秋 季	平成14年10月8日
施設供用後	冬 季	平成15年2月19日～20日(24時間測定)

###### 1 - 1 - 2 調査地点

調査地点は前掲の図2 - 1に示したとおり、施設周辺2地点及び最終処分場計画地周辺2地点の計4地点とした。

###### 1 - 1 - 3 調査項目及び調査方法

調査項目は環境振動とした。調査方法は「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)に準じて実施した。

##### 1 - 2 建設振動

###### 1 - 2 - 1 調査時期

調査は、表3 - 2に示したとおり4月より10月まで(10月8日が最終)の期間、各月1回実施した。

また、1回の調査頻度は、午前・午後各1回であるが、環境振動調査実施日には、午前・午後各2回とした。

表 3 - 2 建設振動測定年月日

月	回数	測定頻度	調査年月日	月	回数	測定頻度	調査年月日
4月	1回	午前・午後 各1回	平成14年4月26日	8月	1回	午前・午後 各1回	平成14年8月27日
5月	2回	午前・午後 各2回	平成14年5月24日	9月	1回	午前・午後 各1回	平成14年9月26日
6月	1回	午前・午後 各1回	平成14年6月28日	10月	2回	午前・午後 各2回	平成14年10月8日
7月	2回	午前・午後 各2回	平成14年7月12日				

1 - 2 - 2 調査地点

調査地点は4地点とし、調査位置は建設騒音調査と同地点とした(図2-2参照)。

1 - 2 - 3 調査項目及び調査方法

調査項目は建設振動とした。調査方法は環境振動と同様の方法とした。

1 - 3 工場振動

1 - 3 - 1 調査時期

調査は、表3-3に示したとおり、施設供用後の2月に実施した。

また、測定時間は、施設が24時間稼働であることを考慮して、24時間測定とした。

表 3 - 3 工場振動測定年月日

工 程	時 季	調査年月日
施設供用後	冬 季	平成15年2月19日~20日(24時間測定)

1 - 3 - 2 調査地点

調査地点は3地点とし、調査位置は工場騒音調査と同地点とした(図2-3参照)。

1 - 3 - 3 調査項目及び調査方法

調査項目は工場振動とし、調査方法は「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日 勸告90)によった。

## 第2項 調査結果

### 2 - 1 環境振動

振動レベルの調査結果は表3 - 4に示したとおり、施設建設工事中においては、全ての調査時期、地点及び時間帯において、測定機器の保証最低値(30dB)を下回る低いレベルであった。

(調査地点は図2 - 1参照)

また、施設供用後においては、表3 - 5に示したとおり、3の昼間の時間帯に、近傍で土木工事(河川改修工事)を実施していたため、測定機器の保証最低値である30dBを越える値が見られたが、その他の地点は、すべての時間帯で30dB未満であった。

表 3 - 4 環境振動調査結果（施設建設工事中）

時季	測定時間	地点 単位	1	2	3	4
			L <sub>10</sub>	L <sub>10</sub>	L <sub>10</sub>	L <sub>10</sub>
春季	7:00 ~	dB (Z)	<30	<30	<30	<30
	8:00 ~		<30	<30	<30	<30
	9:00 ~		<30	<30	<30	<30
	10:00 ~		<30	<30	<30	<30
	11:00 ~		<30	<30	<30	<30
	12:00 ~		<30	<30	<30	<30
	13:00 ~		<30	<30	<30	<30
	14:00 ~		<30	<30	<30	<30
	15:00 ~		<30	<30	<30	<30
	16:00 ~		<30	<30	<30	<30
	17:00 ~		<30	<30	<30	<30
	18:00 ~		<30	<30	<30	<30
19:00 ~	<30	<30	<30	<30		
夏季	7:00 ~	dB (Z)	<30	<30	<30	<30
	8:00 ~		<30	<30	<30	<30
	9:00 ~		<30	<30	<30	<30
	10:00 ~		<30	<30	<30	<30
	11:00 ~		<30	<30	<30	<30
	12:00 ~		<30	<30	<30	<30
	13:00 ~		<30	<30	<30	<30
	14:00 ~		<30	<30	<30	<30
	15:00 ~		<30	<30	<30	<30
	16:00 ~		<30	<30	<30	<30
	17:00 ~		<30	<30	<30	<30
	18:00 ~		<30	<30	<30	<30
19:00 ~	<30	<30	<30	<30		
秋季	7:00 ~	dB (Z)	<30	<30	<30	<30
	8:00 ~		<30	<30	<30	<30
	9:00 ~		<30	<30	<30	<30
	10:00 ~		<30	<30	<30	<30
	11:00 ~		<30	<30	<30	<30
	12:00 ~		<30	<30	<30	<30
	13:00 ~		<30	<30	<30	<30
	14:00 ~		<30	<30	<30	<30
	15:00 ~		<30	<30	<30	<30
	16:00 ~		<30	<30	<30	<30
	17:00 ~		<30	<30	<30	<30
	18:00 ~		<30	<30	<30	<30
19:00 ~	<30	<30	<30	<30		

注：調査地点は図 2 - 1 参照。

表 3 - 5 環境振動調査結果（施設供用後）

時季	測定時間	地点 単位	1	2	3	4
			L <sub>10</sub>	L <sub>10</sub>	L <sub>10</sub>	L <sub>10</sub>
冬季	12:00 ~	dB (Z)	<30	<30	<30	<30
	13:00 ~		<30	<30	31	<30
	14:00 ~		<30	<30	39	<30
	15:00 ~		<30	<30	36	<30
	16:00 ~		<30	<30	33	<30
	17:00 ~		<30	<30	<30	<30
	18:00 ~		<30	<30	<30	<30
	19:00 ~		<30	<30	<30	<30
	20:00 ~		<30	<30	<30	<30
	21:00 ~		<30	<30	<30	<30
	22:00 ~		<30	<30	<30	<30
	23:00 ~		<30	<30	<30	<30
	0:00 ~		<30	<30	<30	<30
	1:00 ~		<30	<30	<30	<30
	2:00 ~		<30	<30	<30	<30
	3:00 ~		<30	<30	<30	<30
	4:00 ~		<30	<30	<30	<30
	5:00 ~		<30	<30	<30	<30
	6:00 ~		<30	<30	<30	<30
	7:00 ~		<30	<30	<30	<30
8:00 ~	<30	<30	<30	<30		
9:00 ~	<30	<30	<30	<30		
10:00 ~	<30	<30	36	<30		
11:00 ~	<30	<30	<30	<30		

注：調査地点は図 2 - 1 参照。

## 2 - 2 建設振動

調査結果は表 3 - 6 (1) ~ (4) に示したとおり、敷地境界では測定機器の保証最低値である 30dB 未満 ~ 51dB であった。(調査地点は図 2 - 2 参照)

本建設工事は、「三重県生活環境の保全に関する条例」に定める「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」の適用を受け、「敷地境界で 75dB を超える大きさのものでないこと」と定められている。敷地境界における今回の調査結果は、全ての地点で同基準を満足していた。

表3 - 6 (1) 建設振動調査結果

[ 単位 : dB ]

平成 14 年 4 月 26 日			平成 14 年 5 月 24 日			平成 14 年 6 月 28 日		
地点	測定時間	振動 レベル ( L <sub>10</sub> )	地点	測定時間	振動 レベル ( L <sub>10</sub> )	地点	測定時間	振動 レベル ( L <sub>10</sub> )
A	10:44	33	A	9:15	32	A	10:44	30
	13:36	34		10:40	31		14:08	31
				13:05	<30			
				15:22	<30			
B	11:01	<30	B	9:55	37	B	11:02	32
	13:54	34		10:59	39		14:27	38
				13:24	40			
				15:39	39			
C	11:14	31	C	10:12	35	C	11:18	35
	14:08	31		11:12	33		14:44	32
				13:38	37			
				15:53	31			
D	11:28	34	D	10:27	40	D	11:34	33
	14:22	34		11:28	33		15:48	35
				13:53	31			
				16:08	31			

表3 - 6 (2) 建設振動調査結果

[ 単位 : dB ]

平成 14 年 7 月 12 日			平成 14 年 8 月 27 日			平成 14 年 9 月 24 日		
地点	測定時間	振動 レベル ( L <sub>10</sub> )	地点	測定時間	振動 レベル ( L <sub>10</sub> )	地点	測定時間	振動 レベル ( L <sub>10</sub> )
A	9:28	36	A	9:37	<30	A	9:12	39
	11:03	32					13:26	35
	13:26	30						
	15:36	30						
B	9:57	36	B	9:55	32	B	9:26	40
	11:32	<30					13:38	36
	13:45	32						
	15:57	30						
C	10:22	<30	C	10:09	31	C	9:37	32
	11:45	<30					13:50	33
	14:01	31						
	16:13	30						
D	10:47	33	D	10:28	30	D	9:49	33
	11:59	30					14:02	34
	14:15	30						
	16:28	<30						

表3 - 6 (3) 建設振動調査結果

[ 単位 : dB ]

平成 14 年 10 月 8 日		
地点	測定時間	振動 レベル ( L <sub>10</sub> )
A	9:40	33
	10:35	39
	13:07	51
	15:20	33
B	9:54	35
	10:48	34
	13:21	30
	15:40	31
C	10:07	37
	11:02	36
	13:34	37
	15:53	33
D	10:20	41
	11:17	37
	13:47	45
	16:06	42

### 2 - 3 工場振動

施設供用後の冬季に実施した工場振動の調査結果を表3 - 7に示した。(調査地点は図2 - 3参照)

その結果、表3 - 7に示したとおり、昼間の時間帯では30dB未満～32dB、夜間の時間帯では30dB未満～33dBであり、いずれも「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準(昭和五十一年環境庁告示第九十号)」を下回る値であった。

表3 - 7 工場騒音調査結果

地点	時間	振動レベル	単位	時間帯	規制基準
1	15:57	<30	dB ( Z )	昼	65
	19:07	<30	dB ( Z )	夕	60
2	16:22	32	dB ( Z )	昼	65
	19:25	<30	dB ( Z )	夕	60
3	16:44	30	dB ( Z )	昼	65
	20:04	33	dB ( Z )	夕	60

## 第4節 悪臭

### 第1項 調査概要

秋季調査までは、施設及び最終処分場計画地周辺地域における悪臭の現況を、冬季調査は、施設供用後における施設からの悪臭が周辺環境に与える影響を把握するため、調査を実施した。

#### 1 - 1 調査時期

調査は、表4 - 1に示したとおり、施設建設工事中の春季から秋季にかけて各季1回と、施設供用後の冬季の1回実施した。

なお、最終処分場計画地周辺については、現況の把握をすることとした。

表4 - 1 調査時期

工 程	時 季	調査年月日
施設建設工事中	春 季	平成 14 年 5 月 22 日
	夏 季	平成 14 年 7 月 9 日
	秋 季	平成 14 年 10 月 21 日
施設供用後	冬 季	平成 15 年 1 月 28 日

#### 1 - 2 調査地点

調査地点の選定にあたっては、施設建設地の敷地境界2地点（ 1、 2 ）及び最終処分場計画地の敷地境界2地点（ 3、 4 ）の計4地点とし、測定日の風向を考慮し、図4 - 1に示したとおり設定した。

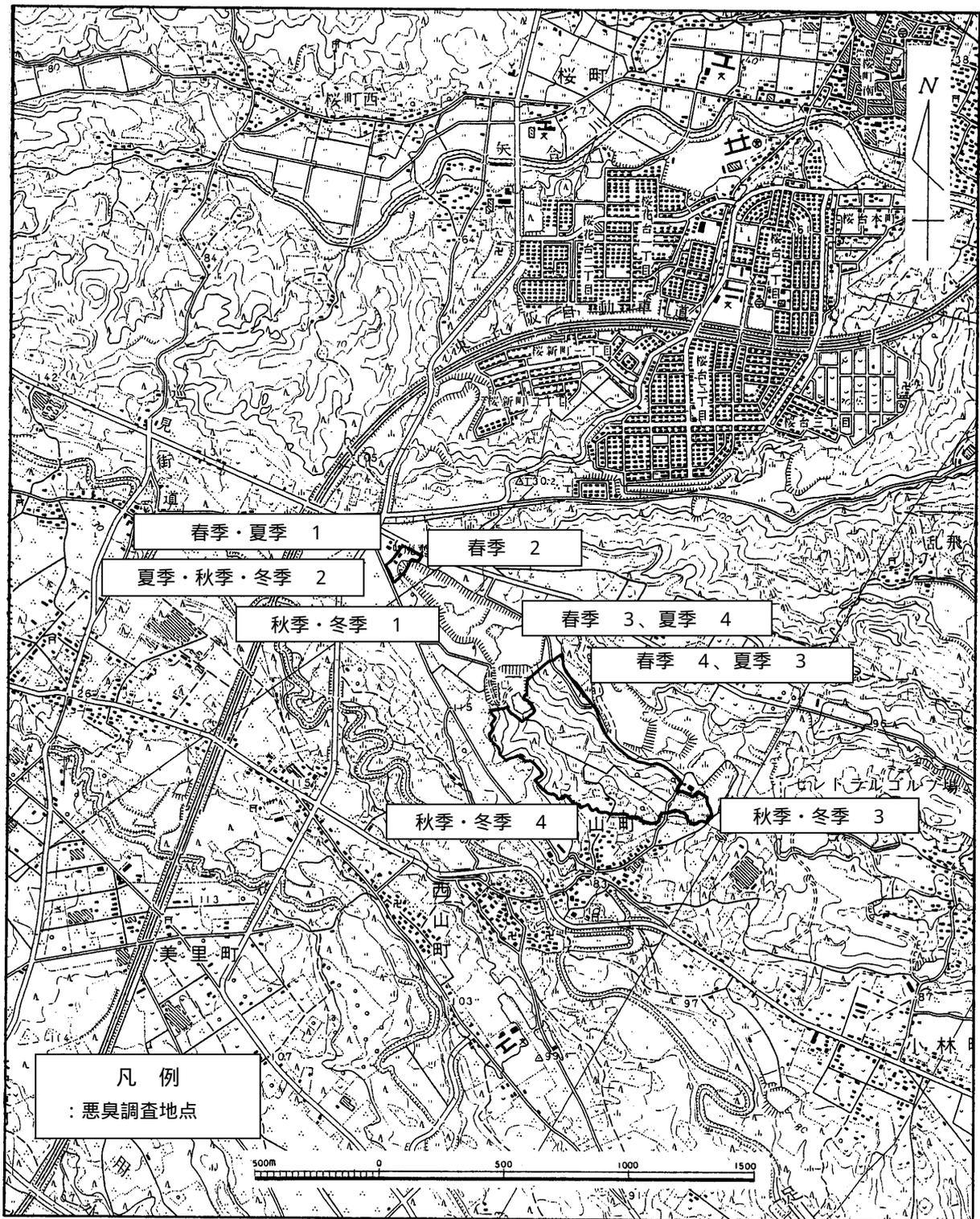


図4 - 1 悪臭調査地点

### 1 - 3 調査項目及び分析方法

調査項目は悪臭防止法に定める特定悪臭物質（22 物質）、臭気指数及び気象とし、分析方法は表4 - 2 に示した。

表 4 - 2 調査項目及び分析方法

項 目		分 析 方 法
アンモニア		昭和47年環境庁告示第9号別表第1
メチルメルカプタン 硫化水素 硫化メチル 二硫化メチル		昭和47年環境庁告示第9号別表第2
トリメチルアミン		昭和47年環境庁告示第9号別表第3
アセトアルデヒド プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレルアルデヒド イソバレルアルデヒド		昭和47年環境庁告示第9号別表第4の1
イソブタノール		昭和47年環境庁告示第9号別表第5
酢酸エチル メチルイソブチルケトン		昭和47年環境庁告示第9号別表第6の2
トルエン スチレン キシレン		昭和47年環境庁告示第9号別表第7の2
プロピオン酸 ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸		昭和47年環境庁告示第9号別表第8
臭気指数		平成7年環境庁告示第63号
気 象	風 向	地上気象観測指針（気象庁）による
	風 速	
	気 温	
	湿 度	

## 第2項 調査結果

調査結果は表4 - 3、4に示したとおり、施設建設工事中においては、春季に施設敷地境界2地点で、ヒトの嗅覚により試験を行う臭気指数が15(検出下限10)と検出されたが、これは隣接する工場の油臭等が僅かに感じられたものであった。その他のアンモニアをはじめとする悪臭防止法に定める特定悪臭物質(22物質)はすべて定量下限値未満であった。

施設供用後においては、いずれの調査地点とも、アンモニアをはじめとする悪臭防止法に定める特定悪臭物質(22物質)はすべて定量下限値未満であり、臭気指数についても、全ての調査地点において10未満であった。

このことから、施設からの影響はないものと考えられる。

表 4 - 3 (1) 悪臭調査結果 (春季: 施設建設工事中)

調査年月日: 平成 14 年 5 月 22 日

項目	単位	地点				排出規制基準	
		1	2	3	4		
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	
メチルカドミウム	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009 以下	
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	
アセトアルデヒド	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下	
プロピョアルデヒド	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下	
ホルムアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009 以下	
イソホルムアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	
ホルムアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009 以下	
イソホルムアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.003 以下	
イソブチロール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	0.9 以下	
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3 以下	
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	
トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1	10 以下	
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	
ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009 以下	
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
臭気指数		15	15	<10	<10		
気象	天候		曇り				
	気温		21.8				
	湿度	%	54				
	風向		S S E				
	風速	m/s	0.8				

排出規制基準: 悪臭防止法に基づく「悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準」(平成 7 年三重県告示第 228 号)

表 4 - 3 (2) 悪臭調査結果 (夏季:施設建設工事中)

調査年月日:平成 14 年 7 月 9 日

項目	単位	地点				排出規制基準
		1	2	3	4	
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
メチルカドミウム	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009 以下
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下
アセトアルデヒド	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
プロピオンアルデヒド	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
ホルムアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ホルムアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.003 以下
イソブチロール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	0.9 以下
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3 以下
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1	10 以下
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下
ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009 以下
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下
臭気指数		<10	<10	<10	<10	
気象	天候	曇り				
	気温	28.5				
	湿度	%	85			
	風向	E S E				
	風速	m/s	1.6			

排出規制基準:悪臭防止法に基づく「悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準」(平成 7 年三重県告示第 228 号)

表 4 - 3 (3) 悪臭調査結果 ( 秋季 : 施設建設工事中 )

調査年月日 : 平成 14 年 10 月 21 日

項目	単位	地点				排出規制基準	
		1	2	3	4		
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	
メチルカドミウム	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009 以下	
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	
アセトアルデヒド	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下	
プロピョアルデヒド	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下	
ホルムアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009 以下	
イソホルムアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	
ホルムアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009 以下	
イソホルムアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.003 以下	
イソブチロール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	0.9 以下	
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3 以下	
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	
トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1	10 以下	
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	
ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009 以下	
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	
臭気指数		<10	<10	<10	<10		
気象	天候		曇り				
	気温		16.4				
	湿度	%	97				
	風向		NNE				
	風速	m/s	0.9				

排出規制基準 : 悪臭防止法に基づく「悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準」(平成 7 年三重県告示第 228 号)

表 4 - 4 悪臭調査結果（冬季：施設供用後）

調査年月日：平成 15 年 1 月 28 日

項目	単位	地点				排出規制基準
		1	2	3	4	
アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
メチルメチル	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
硫化水素	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
硫化メチル	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.009 以下
トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下
アセトアルデヒド	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
プロピオンアルデヒド	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
ホルムアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ホルムアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.003 以下
イソブチロール	ppm	<0.09	<0.09	<0.09	<0.09	0.9 以下
酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3 以下
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
トルエン	ppm	<1	<1	<1	<1	10 以下
スチレン	ppm	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下
キシレン	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
プロピオン酸	ppm	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下
ノルマル酪酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0009 以下
イソ吉草酸	ppm	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下
臭気指数		<10	<10	<10	<10	
気象	天候	晴れ				
	気温	5.0				
	湿度	%	94			
	風向	N				
	風速	m/s	1.8			

排出規制基準：悪臭防止法に基づく「悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び規制基準」（平成 7 年三重県告示第 228 号）